

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
67 主要備品の現在高報告について（意見事項 知事部局）	<p>主要備品の現在高報告については、財務規則等により、主要備品（車両（総排気量0.360リットル以上のもの）又は取得価格1件100万円以上の備品）は現在高を調査し、翌年度5月31日までにその結果を会計管理者に報告しなければならないとされているが、現状では現品確認を行っておらず、その運用は形骸化していると考えられるため、より有効性の高い実施方法について、検討することを要望する。</p>
68 山梨県立学校施設長寿命化計画のコスト比較の妥当性について（意見事項 教育委員会）	<p>長寿命化計画のコスト削減効果については、従来型と長寿命型の平成30年から50年間でのコスト比較となっている。この場合は建設時期のタイミングによってコスト計算が大きく異なる結果となるので妥当な比較とはいえない。より精度の高い比較をするのであれば、使用年限の合計修繕・改修コストの1年当たりのコストの合計を使用するべきである。当該計算は煩雑ではあるが、より妥当なコスト計算を行うためにも今後の計画に織り込むことを要望する。</p>
(10) 県立学校の往查 69 切手の受払簿における残数と現物が不一致となつていてるものが発見された。定期的に受払簿の残数と現物の一致を確かめ適正に処理されたい。（指摘事項 教育委員会）	<p>長寿命化計画での従来型と長寿命型のコスト比較の計算方法については、他の県有施設と同じ方法で、国は建設時期のコスト計算見直し時に実施している。次回の計画見直し時においては、より精度の高いコスト比較の必要性を判断した上で、国の動向や他の県有施設の計算方法を踏まえ、見直しを検討していくこととした。</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
71 毒劇物の管理のための受払簿の残高が実数と相違しており、購入時及び使用時において適時受払簿への記入及び定期的な残数の現物確認を徹底すること、及び当該手順を定めたルールの規程化を検討されたい。（指摘事項 教育委員会）	<p>毒劇物の管理のための受払簿の残高が実数と相違しており、購入時及び使用時において適時受払簿への記入及び定期的な残数の現物確認を徹底すること、及び当該手順を定めたルールの規程化を検討されたい。（指摘事項 教育委員会）</p> <p>毒劇物の整備が求められているが、監査人がサンプルで現物と現物を実査した結果、不一致となっていた。購入時及び使用時において適時の受払簿への記入及び定期的な残数の現物確認を徹底し、当該手順を定めたルールの文書化を検討する必要がある。</p>
72 物品台帳の登録単位としては、現物との照合ができる単位であることや取替や更新を行う単位であることを考慮して登録すること・物品台帳で除却処理としたものは、適時に廃棄処分を行なうべきである。（意見事項 教育委員会）	<p>毒劇物の管理のための受払簿の残高が実数と相違しており、購入時及び使用時において適時受払簿への記入及び定期的な残数の現物確認を徹底すること、及び当該手順を定めたルールの規程化を検討されたい。（指摘事項 教育委員会）</p> <p>毒劇物の整備が求められているが、監査人がサンプルで現物と現物を実査した結果、不一致となっていた。購入時及び使用時において適時の受払簿への記入及び定期的な残数の現物確認を徹底し、当該手順を定めたルールの文書化を検討する必要がある。</p> <p>毒劇物の整備が求められているが、監査人がサンプルで現物と現物を実査した結果、不一致となっていた。購入時及び使用時において適時の受払簿への記入及び定期的な残数の現物確認を徹底し、当該手順を定めたルールの文書化を検討する必要がある。</p>

指摘事項及び意見事項(要旨)	講じた措置(又は今後の方針等)
74 危険性がある機械装置について(指摘事項 教育委員会) 笛吹高等学校では、食品加工など各種の実習を行っているが、実習用包丁の丁数管理は行っておらず、保管場所についても決まつた場所ではなく、正確な現有数が不明となっている。学校規模や設置学科の特色上、丁数が相当数にのぼることが予想されるとともに、危険物であるため、早急に管理方法の改善と棚卸の定期的な実施が求められる。	実習用包丁の適切な保管を行うため保管庫を購入するとともに、数量管理を徹底していくこととした。
75 購買における販売日報の運用方法について(指摘事項 教育委員会) 笛吹高等学校では、生産物の売払収入に関する販売委託を受けた高校購買における販売日報(生産物棚卸し・販売伝票)はすべて鉛筆書きであり、個数の修正箇所が見受けられ、第三者が検証した証跡も残っていない。購買の販売担当者が実際の販売と異なる数量や金額を報告することが物理的に可能な状態であると言わざるを得ない。特に現金を扱うような業務においては内部統制の仕組を充分に整備し、不正が生じるリスクを防止するための措置を検討するべきである。	職員に財務規則に則した適切な備品管理制度を周知した。実習用煙草機は授業に必要な備品であるため、既存のものは廃棄し、新規に整備することとした。
76 売払物品の価格の決定について(意見事項 教育委員会) 笛吹高等学校では、市場価格を参考に決定しているところだが、特にその検討プロセスに関する書類がないことから、その合理性を検証する余地がない。販売額が農業実習費事業の予算財源となる仕組みにおいて、教育のために必要な実習を実現できる財源が販売人により十分に確保できていないのか、その分析や検証をするのに有用な資料を作成することが望まれる。また、価格調査や価格決定のプロセスを生徒の実習に取り入れることは、農業に関する経営と管理の一環として企画力や管理能力を身に着けるための一助になると考えられる。	販売日報はボールペンで記載し、管理職による生産物の現品や売払収入の確認を行なうなど、内部統制を強化していくこととした。
77 ワインの試験醸造にかかるコストの明確化について(意見事項 教育委員会) 笛吹高等学校では、ワインに関する酒類等試験醸造免許を保有し、製造を行っているが、多額の収益を得るよう營利性がある場合には免許の対象とならないことから、販売に当たっては、現状に即したより正確な原価計算をすることで、營利性のないものである陳明資料を整備しておくべきであると考える。	ワイン製造実習のための試験醸造であり、多額の利益が生じるような価格設定はしていないが、その陳明資料の整備については必要に応じて検討することとした。
78 予算執行時期による経済性の確保について(意見事項 教育委員会) 笛吹高等学校における備品購入費のタブレットセット599,940円については、当初予算に組み込まれている備品であり、農場における無線LAN設備を用いた学習のため購入している。(納品)日が令和元年11月6日であるため、購入価格に含まれる消費税率は10%となっているが、当初より本事業での購入が予想されているものではあるが、令和元年10月1日以前に購入することで適用税率は8%となり、経済性的観点から合理的ではなかつたと考えられる。財務事務における経済性確保の観点から、税制改正も踏まえた判断が必要であったと思われる。	また、ワイン保管庫や機械等の軽微な修繕等の維持コストは上記の原価には含めていないが、については、販売收入を特定財源とするのではなく、一般財源の活用も検討するべきである。
79 農業設備の譲り受け修理情報の公有財産台帳への登載について(意見事項 教育委員会) 笛吹高等学校では、令和元年度に工事請負で農場において取り替えをしたビニールハウス温水設備及び農場に導入したボイラー3機について、公有財産台帳に記載されておらず、ビニールハウス設備の物理的な附帯について、台帳管理されていない。	予算の執行にあたつては、積極的な経費節減に努め、合理的な予算執行を行なっていくことを徹底することとした。
80 寄宿舎の収容人数について(意見事項 教育委員会) 高等支援学校桃花台学園では、通学が困難な在籍生徒を受け入れ通学を保障するための寄宿舎が設置されているものの、常に満室となつており、大学を専念する生徒が、常に満室となつておきの財源が販売人により十分に確保できていないのか、その分析や検証をするのに有用な資料を作成することが望まれる。また、価格調査や価格決定のプロセスを生徒の実習に取り入れることは、農業に関する経営と管理の一環として企画力や管理能力を身に着けるための一助になると考えられる。	温水設備については、ビニールハウスを管理する上で必要な事項を公有財産台帳に記載するとともに、ボイラーについては、新たに公有財産台帳を整備した。

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
81 畠吹高等学校との連携について（意見事項 教育委員会） 高等支援学校桃花台学園の裏には畠吹高等学校の農場があり、畠吹高等学校では学校と農場間の移動するバスを2台所有（約2キロメートル）を移動するバスを2台所有している。バスは農場実習をする時間のみ送迎に使用しており、朝夕の時間帯は使用していないことから、このバスを利用し、高等支援学校桃花台学園の生徒の石和温泉駅からの通学送迎に活用する方法を両校で協議検討する余地があると考内にある畠吹高等学校の農場におけるビニールハウスの部分的な共有についても協議する余地があると考える。	畠吹高等学校のバスの活用については、生徒の要望や運行に伴う課題を整理するなどの協議、検討を畠吹高等学校と行うこととした。
82 販売価格の決定プロセスの明確化について（意見事項 教育委員会） 高等支援学校桃花台学園では、製品や農業生産物を学校内で開催するマーケット等で販売しており、各生産物の販売価格は、市場の価格動向を調査して、学校独自で決定しているが、その算定プロセスに関する資料を作成していない。販売価格が実勢価格と比較してどの程度の水準であるかを客観的に把握することができないことから、品質によって価格の幅を定める等、一定の基準を定めることができないことが透明性と経済性を確保する一助となると考える。	また、ビニールハウスの共用については、時期や規模、共用の方法等を含め、協議することとした。
83 農業の管理について（指摘事項 教育委員会） 高等支援学校桃花台学園においては、農業生産コースで使用する農業の管理に関して、鍵のかかる棚で保管されていたものの、棚の鍵は壊のそはに置いてあるため、棚の貸し出せる状態である。紛失事故を未然防止する観点から、鍵は常に担当職員が管理できる状態にしておくべきである。	販売価格の算定プロセスの透明性を確保し、経済性についても考慮していくこととした。
84 実習に関する科目について（意見事項 教育委員会） 高等支援学校桃花台学園の種苗、小麦粉等については、実習用の経費として一括で甲府支援学校等学校運営費事業費の「需用費」に含まれているが、それらを原料あるいは材料として製品や生産物の売扱收入があるため、「原材料費」の科目で計上することが性質上適切であり、売扱收入との対応から予算管理上も有用性があると考える。	販売価格と現物の契合を行った結果、次の受払処理漏れの備品および備品シールの貼付がない備品がともに存在する。（指摘事項 教育委員会）都留興譲館高等学校では、備品原簿と現物の契合を行った結果、受払処理漏れ（後々、備品原簿に掲載されていたことを学校が確認）や備品シールの貼付がない立フライス盤等を確認した。日々の受払処理（備品台帳への登載）と備品シールの貼付）及び年に一度の現品確認に関する規程の運用が適切に行われていない。
85 無線 LAN 設備の効果活用ヒ台帳記載について（意見事項 教育委員会） 高等支援学校桃花台学園では、日園芸高校時代から校舎内に無線 LAN 設備が設置されているが、	現在は稼働していない。無線 LAN 設備を有効利用して、実習での学習等、校舎内で有効利用できる方策を検討されたい。また、無線 LAN 設備の有無が公有財産台帳に登載されないが、建物の附加価値として建物注記情報に登載が必要と思われる。
指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
86 備品原簿と現物の契合を行った結果、次の受払処理漏れの備品および備品シールの貼付がない備品がともに存在する。（指摘事項 教育委員会）都留興譲館高等学校では、備品原簿と現物の契合を行った結果、受払処理漏れ（後々、備品原簿に掲載されていたことを学校が確認）や備品シールの貼付がない立フライス盤等を確認した。日々の受払処理（備品台帳への登載）と備品シールの貼付）及び年に一度の現品確認に関する規程の運用が適切に行われていない。	販売価格と現物の契合を行った結果、次の受払処理漏れの備品および備品シールの貼付がない備品がともに存在する。（指摘事項 教育委員会）都留興譲館高等学校では、備品原簿と現物の契合を行った結果、受払処理漏れ（後々、備品原簿に掲載されていたことを学校が確認）や備品シールの貼付がない立フライス盤等を確認した。日々の受払処理（備品台帳への登載）と備品シールの貼付）及び年に一度の現品確認に関する規程の運用が適切に行われていない。
87 往査の際に、備品の管理を遂行すべき立場の事務長が開けることができない金庫が存在した。（指摘事項 教育委員会）都留興譲館高等学校では、備品の管理を遂行すべき立場の事務長が開けることができない金庫が存在した。後日中身を開認することができたが、「常に供用又は処分をすることができるよう保管しなければならない」と定める山梨県財務規則151条からすれば、鍵の所在等を把握していないことは問題である。	販売価格と現物の契合を行った結果、次の受払処理漏れの備品および備品シールの貼付がない備品がともに存在する。（指摘事項 教育委員会）都留興譲館高等学校では、備品原簿と現物の契合を行った結果、受払処理漏れ（後々、備品原簿に掲載されていたことを学校が確認）や備品シールの貼付がない立フライス盤等を確認した。日々の受払処理（備品台帳への登載）と備品シールの貼付）及び年に一度の現品確認に関する規程の運用が適切に行われていない。
88 図書システムと備品原簿による図書在庫の管理について（意見事項 教育委員会） 青洲高等学校では、図書について1冊ごとに管理が管理する独自のシステムによって納品が完了しておらず、備品管理上はすべての納品が完了してしまった。納品が完了してしまったが、図書の貸し出しについても貸出簿により貸し出しに適切な管理を徹底することとした。	販売価格と現物の契合を行った結果、次の受払処理漏れの備品および備品シールの貼付がない備品がともに存在する。（指摘事項 教育委員会）都留興譲館高等学校では、備品原簿と現物の契合を行った結果、受払処理漏れ（後々、備品原簿に掲載されていたことを学校が確認）や備品シールの貼付がない立フライス盤等を確認した。日々の受払処理（備品台帳への登載）と備品シールの貼付）及び年に一度の現品確認に関する規程の運用が適切に行われていない。
89 個人情報の取り扱いを厳重に行なうことが望まれる。（意見事項 教育委員会） 甲府南高等学校では、奨学給付金の申請書類がファイリングされずに箱に入り、事務消耗品の倉庫として使われている部屋に保管されていたため、たとえ短時間であっても、人の管理下に置かれ、場合には、厳格な取り扱いをすることが望ましい。	販売価格と現物の契合を行った結果、次の受払処理漏れの備品および備品シールの貼付がない備品がともに存在する。（指摘事項 教育委員会）都留興譲館高等学校では、備品原簿と現物の契合を行った結果、受払処理漏れ（後々、備品原簿に掲載されていたことを学校が確認）や備品シールの貼付がない立フライス盤等を確認した。日々の受払処理（備品台帳への登載）と備品シールの貼付）及び年に一度の現品確認に関する規程の運用が適切に行われていない。
90 薬品（危険物）の受払記録の方法の改善を要望	販売価格と現物の契合を行った結果、次の受払処理漏れの備品および備品シールの貼付がない備品がともに存在する。（指摘事項 教育委員会）都留興譲館高等学校では、備品原簿と現物の契合を行った結果、受払処理漏れ（後々、備品原簿に掲載されていたことを学校が確認）や備品シールの貼付がない立フライス盤等を確認した。日々の受払処理（備品台帳への登載）と備品シールの貼付）及び年に一度の現品確認に関する規程の運用が適切に行われていない。

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
する。（指摘事項 教育委員会） 甲府南高等学校では、薬品の受払記録について、どの薬品が現時点でいくらあるべきかが明らかにならず、紛失や盗難があつた場合に迅速な対応ができない可能性等があるため、「山梨県教育委員会の理科薬品管理及び取り扱いの手引（平成20年3月改訂）」に例示されている薬品台帳の運用が望まれる。具体的にはインデックスを薬品ごとに作成し、活用することや受払シートに試薬瓶毎、返却日・残量を記録し、台帳に転記する方法等が考えられる。	
9) 備品シールの整備を定期的に行うべきである。 (指摘事項 教育委員会) 甲府工業高等学校では、備品リストに基づき、学校内の備品の確認をしたところ、備品シールが読み取れなくなっているものがあった。定期的な備品チェックの際に、現物の状況だけでなく、備品シールの不備等の管理状況についても確認すべきである。	左記の手引に基づき、現時点での薬品量を正確に把握するために、購入量と使用量及び保管量を使用簿にその都度記録し、定期的に薬品台帳に転記し現物との確認を行うこととした。
92 日川高等学校において物品調達システムから印刷した台帳と現物との間の数量や備品の有無などの差異について調査がなされていなかった。差異については、調査を実施し廃棄等の適切な処理を行う必要がある。(指摘事項 教育委員会) 日川高等学校では、備品について台帳と現物の照合を実施しているが、物品調達管理システム上、備品の除却登録が行わらず、差異が発生した原因についても調査が行われていないなかつたことから、台帳と現物との差異については、発生原因の調査を行うとともに、備品の廃棄について、適切な手続を行うべきである。	校内の全ての備品について、備品台帳と照合を行った上で、差異が発生した原因を調査し、廃棄されていた備品については、その経緯を明らかにした上で物品調達管理システムで廃却登録を行った。 今後については、財務規則に則った管理を行っていく。
93 各県立高校、支援学校に存在するすべての私費会計について収支の記録、会計報告、会計監査を実施されたい。(指摘事項 教育委員会) 各県立高校及び支援学校においては、多数の口座があり、適切に管理されていることを証明するため、すべての私費会計について、収支の記録を行い、会計報告、会計監査を実施することを徹底されたい。また、長年にわたり多額の通帳を管理してきた経緯を踏まえ、人事異動の際に引き継がれず休眠状態となつたものや、忘れてしまった口座等が存在する可能性があることから、金融機関に対して学校名義の口座の残高証明を求め、管理口座に漏れがないことを確認されたい。	学校微収金会計に係る事務は、校長の監督のもと校務分掌で定められた所属職員により行われるものであり、校長の裁量の範囲であるが、令和3年5月28日の県立学校長連絡会議の場で改めて「県立学校におけるPTA・権利金会計事務処理の手引」に基づいた事務処理が厳正かつ的確になされるよう、周知、徹底を図るとともに、各学校に対して学校名義の全ての口座と出納簿との契約書を作成し、交換した。今後、休眠状態となつている口座があることが判明した場合には、その必要性を判断し、口座の統合・廃止を行うよう併せて要請した。